

2009年9月3日

九州地方人事委員会協議会 様

自治労九州地連県職共闘会議

議長 真喜志 功

日教組九州地区協議会

委員長 山本 隆司

## 要 求 書

私たち県職員の賃金・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴協議会に心から敬意を表します。

さて、人事院は8月11日に内閣と国会に対し、国家公務員の月例給与について平均863円(0.22%)引き下げと、一時金の0.35月引き下げを勧告しました。勧告は民間賃金の反映とはいえ、公務員の生活に大きな影響を与える厳しいものであり、極めて不満であります。また、自宅に係る住居手当の廃止は、人事院も国家公務員の実情を踏まえたものとしているように、官舎を中心とした国の住宅政策の特殊性によるものであり、自治体にそのまま当てはめることは認められません。

この勧告は、人事委員会勧告にも影響を及ぼし、地方公務員の給与水準が低下しており、このことは地方交付税の圧縮に止まらず、中小地場労働者と地域経済に大きな打撃を与えるものであり、今年の勧告によりさらに悪影響を及ぼし、ひいては日本経済の景気への悪影響が懸念されます。断じてこれを容認することはできません。

併せて地方公務員の給与水準は、2005年8月の「地域給与・給与制度見直し」勧告、2006年度の「官民比較方法」の見直しと低下し続けています。しかも今年5月に行われた「夏季一時金の0.2月分暫定凍結」勧告は、第三者機関としての役割を放棄し、使用者たる政府や与党である自民党の要請にのみ応えるものであり、強い怒りと重大な懸念を持たざるを得ません。

人事院は、労働基本権を剥奪された公務員労働者に対してその代償機関として「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告」を司るとされています。

貴協議会におかれましては、人事院・人事委員会勧告制度の歴史的経過とその重み、人事委員会の責務を十分認識され、さらに努力されるよう要請するものです。

各地方人事委員会においては、人事委員会勧告に向けた作業がすすめられていると思いますが、地方公務員労働者の生活改善につながる勧告を行う努力を重ねて要請するものです。

以上のことを踏まえ、下記の事項について一層努力されることを要求します。

## 記

1. 労働基本権制約の代償措置としての人事委員会制度であることを踏まえて、地方公務員労働者の生活実態・賃金要求に基づいた勧告に努めること。また、勧告にあたっては、地方公務員法第24条第3項の規定の趣旨を踏まえて対応すること。なお、「人事委員会の機能強化及び連携方策等に関する検討会報告書」にとらわれることなく、人事委員会が第三者機関として十分な機能を発揮すること。  
勧告の時期については、各人事委員会とも9月中とし、可能な限り統一すること。  
労働者にとって不利益な事項を4月に遡って措置するような勧告を行わないこと。
2. 公民比較方法については、労働組合との十分な交渉・協議、合意を行うこと。その際、公民比較については同種・同等比較とし、小規模事業所を対象としないこと。
3. 2009年度の賃金・諸手当の改定にあたっては、地方公務員労働者の生活の改善につながる勧告内容とすること。
4. 人事委員会勧告制度によらない特例条例等による給与減額措置に関しては、停止勧告を行うこと。また、特例条例等による給与減額措置を行っている自治体においては、減額後の支給額を公民比較の職員給与とするよう対応すること。
5. 賃金水準維持のため、号給継ぎ足し等の措置を行うこと。
6. 一時金については、支給割合の引き上げ勧告を行うこと。さらに、勤勉手当の成績率を拡大する勧告・報告を行わないこと。
7. 扶養手当の増額を行うこと。特に教育加算額については大幅な改善を行うこと。
8. 自宅に係る住居手当については、安易に人事院勧告に追随した引き下げの勧告を行わないこと。また、地方公務員の実態を踏まえた改善勧告を行うこと。

9. 単身赴任手当の支給要件の緩和、支給額の改善を行うこと。また単身赴任者の持ち家住居手当を新設すること。
10. 通勤手当の特急料金等加算について、職員の負担軽減のため全額実費支給すること。また、交通用具使用者に対しては、実費弁償の原則に基づき手当て額を引き上げること。
11. 職務・職責を重視した実績反映する給与制度については、公務職場になじまないものであり、具体的な内容に触れないこと。
12. 臨時的任用職員や非常勤職員等の位置づけや雇用・任用など制度の在り方について検討する場を設け、賃金・労働条件の改善と安定雇用のため、人事委員会として必要な対応を行うこと。
13. 年間総労働時間 1,800 時間体制の確立へ向けて具体的改善を図ること。
14. 所定勤務時間を 1 週間当たり 38 時間 45 分、1 日当たり 7 時間 45 分に短縮することについて未実施の県については勧告すること。
15. 超過勤務の縮減に向け、労働基準法の改正に対応した時間外勤務手当の割増率の引き上げ、代替休暇付与等を勧告すること。
16. 不払い残業の実態を調査し、その改善を図ること。
17. 年次有給休暇の完全取得に向けて、職員の申請に基づく計画的な年休取得、連続取得を保障すること。併せて、リフレッシュ休暇や子どものための有給教育休暇を新設するとともに、夏季休暇を拡充するなど休暇制度を改善すること。
18. 労働時間短縮の促進にあたっては、人員・予算など諸条件の計画的整備を図り、交替制職場などの労働条件について特に配慮すること。
19. 労働安全衛生法に基づく体制の確立、メンタルヘルス対策をはじめとする具体的活動の強化について、必要な指導・提言を行うこと。とくに、メンタルダウンの原因の一つであるパワーハラスメントの防止に関する対策を提言すること。また、セクシュ

アルハラスメント防止に向けて実効ある措置を講ずるよう提言すること。

20. 公務員としての自己啓発・自己実現、社会貢献のための休業制度の拡充を行なうこと。
21. 育児・介護休業法の一部改正に伴う所要の措置を講ずるなど、育児や介護・看護の休暇・休業制度の充実を図るよう提言すること。特に、育児・介護休職期間中の経済的保障について更なる改善を図ること。また、育児休業及び育児のための短時間勤務について、数値目標を設定した男性取得の実効性のある促進策をとりまとめること。
22. 2007年度制度改正された、育児休業からの復職時調整については、復職時期により不合理が生じることのないように是正すること。
23. 男女平等の公務職場の実現については、「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」を基準に必要なとりくみを行うこと。また、「女性の参画加速プログラム」(2008年4月8日男女共同参画推進本部決定)の具体化に向けて、所要の施策を講じること。
24. 中途採用者の初任給決定基準に関する経験年数の起算及び換算率等の見直しを行い、不均衡是正を行うよう勧告すること。
25. 年金支給開始年齢の引き上げに併せて、定年年齢を段階的に引き上げるよう勧告すること。その際、総給与費増大を抑制するための給与制度の見直し勧告をしないこと。また、職場環境の整備を図るよう提言すること。
26. 障害者雇用を促進するとともに、障害者が働きやすい職場環境の整備を図るよう提言すること。また、雇用にあたっては、「自力通勤」「自力職務遂行」の条件をなくすことについても提言すること。
27. 職員採用における「国籍条項」を廃止すること。
28. 職員の福利厚生を勤務条件の重要課題と位置づけ、福利厚生施策の改善に向けた勧告を行うこと。
29. 2009年度政府予算における教員の義務教育等特別手当・給料の調整額の削減については、地方公務員である教員賃金の削減に直接連動しないことから、勧告に盛り込ま

ないこと。また、学校教育法改正による「新たな職」の設置や新級導入については、学校組織の在り方に関する事項であり、勤務条件に係わることから教職員組合と十分な交渉・協議を行うこと。

30. 各県においては、上記の要請事項を十分尊重し、労働組合との合意を前提とすること。

以上